

「週休2日制確保工事(試行)」Q&A

※このQ&Aは、特記が無い限り令和7年11月15日以降に起工（決定）した

大田区都市基盤整備部発注工事における「週休2日制確保工事（試行）」のに係る内容です。

1. 「週休2日制確保工事(試行)」について

Q 1 - 1 :なぜ建設業を週休2日としなければならないのか。

A 1 - 1 :建設業では、他産業と比較して年間総実労働時間、年間出勤日数ともに多い状況です。今後、日本全体の生産人口の減少に伴い建設業の扱い手は大量離職が見込まれており、いわゆる3K(汚い・キツイ・危険)との認識が拭い切れない中で若年就業者が少なく、その持続可能性が危ぶまれている状況です。

さらに昨今、建設業は、今後想定される大規模災害やインフラの維持管理を担う重要な産業であると再認識されており、また、安全・安心な暮らしを守るために欠くことのできない重要な産業であることから、建設業をより魅力ある産業とし、今後も安定した社会基盤の守り手として成長し続けるため、働き方改革の一環として、週休2日の取組みを推進しています。

Q 1 - 2 :週休2日制確保工事(試行)の対象工事及び対象外とする工事はそれぞれどのような内容か。

A 1 - 2 :原則として、令和7年11月15日以降に起工（決定）する土木工事及び土木設備工事のうち、設計金額(税込)が30,000千円以上の工事を対象とします。

対象外とすることができる場合は、以下のとおりです。

①単価請負契約工事など、緊急対応が求められる工事

②工事内容及び施設の実状等により対応が困難等、工事所管課の判断で対象外とする工事

なお、公告段階で週休2日制確保工事(試行)の対象としていない工事について、契約後に適用することはできません。工事所管課の判断で対象外とする工事の例としては、「非出水期工事等、工期に制限がある」「関連工事の影響で、工程に余裕がない」等が挙げられます。

※令和7年11月14日以前に起工（決定）契約したものは、「対象期間（現場着手から現場完了日）が30日未満の工事」は対象外とすることができます。

Q 1 - 3 :契約後、工事着手までに、週休2日制工事(試行)の適用を外すことはできますか。

A 1 - 3 :発注者指定型で契約した場合、週休2日制工事(試行)の適用を外すことはできません。発注者指定型において未達成となった場合は、当初の設計金額において補正していた経費分は減額変更することとなります。

受注者希望型で契約した場合、受注者が現場着手日までに報告書『受注者等提出書類処理基準・同実施細目別記様式工第108号（以下「様式第108号」という。）』により、発注者に週休2日の実施を希望しない旨を報告してください。

Q 1 - 4 :報告書（様式第108号）の提出段階で、完全週休2日（土日）、月単位の週休2日相当とするため工期延期を請求したいのですが、工期延期は認められますか。

A 1 - 4 :大田区都市基盤整備部発注工事は、施工に必要な実日数のほか、準備期間や不稼働日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇、降雨雪日等）、後片付け期間を考慮した工期設定を行っているため、完全週休2日（土日）、月単位の週休2日を確保することは工期延期の理由とはならず、認められません。

Q 1 - 5 :週休2日を確保して施工した結果、当初の工期内に完了しそうもありませんが、工期延期は可能でしょうか。

A 1 - 5 :A1-4記載のとおり、週休2日の確保を理由とした工期延期は認められませんが、次に示すような場合が生じた際は、必要に応じて工期延期について、発注者と協議してください。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

Q 1 - 6 :「週休2日制確保工事(試行)」における用語の定義を教えてください。

A 1 - 6 :用語の定義は用語の定義は以下のとおりです。

用語	定義
週休2日	対象期間において、現場閉所を発注者が定義した条件以上で達成したと認められる状態
対象期間	現場着手日から現場完了日までの期間(次図参照)
現場閉所	巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができる
工事着手 (現場着手日)	実際の工事のための準備工事又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手する日(着手届の提出日とは異なる)
準備期間	準備に要する期間
着工準備	契約締結日から工事着手の間の期間
準備工事	本体工事の前に実施する、現場事務所等の設置または測量等の作業
本体工事	設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事
施工終了 (現場完了日)	後片付けや清掃を除いた作業が完了した日
対象外	発注者が、発注時において週休2日制確保工事(試行)の適用を除外したもの
未達成	週休2日に達しなかった状態

【週休2日試行工事 対象期間】



Q 1 - 7 : 計画的に月単位の週休2日に取り組んできましたが、工事の最終週が7日に満たず、週休予定日前に現場が完了してしまうため、最終週を入れて現場閉所率を算出すると月単位の週休 2 日が達成できません。その場合は、週休 2 日が未達成になってしまうのか。

A 1 - 7 : 配布様式では、現場施工着手日から月毎に計画及び実施書を確認していますが、4週に満たない最終期間においては、1~3週で確認するなどしていただいて結構です。また、7日に満たない最終週は集計から除いて確認してください。なお、7日に満たない最終週を集計対象として確認した結果、当初の計画の休日形態を達成できる場合はこの限りではありません。

Q 1 - 8 : 工事の最終週が7日に満たない場合は、計画書の記載は不要か。

A 1 - 8 : 7日に満たない最終週についても計画、実施及び報告書の提出は必要ですが、最終週はA1-7:のとおり集計計算からは除くことができます。

Q 1 - 9 : 「現場閉所」の「現場管理上必要な作業」とは具体的にどのような作業を指すのか。

A 1 - 9 : 次の作業が考えられます。

- ① 現場内の定期的な巡回パトロール
- ② 現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業(立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など)、現場での災害発生時の対応作業
- ③ 現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や重機等の保守点検
- ④ 現場内の交通誘導警備

Q1-10:夜間工事における作業日はどうなるか。

A1-10:着手した日を作業日として計上してください。

例:金曜日の 22:00 から土曜日の 5:00 までの夜間工事の場合、金曜日を作業日として計上してください。

完全週休2日(土日)においては、要領に記載のとおりです。

2. 休日の取得方法について

Q 2 - 1 : 休日確保は、土日でないといけないのか。

A 2 - 1 : 現場閉所での完全週休 2 日(土日)については、土日を休日とすることが原則です。受注者の責によらず土日に現場作業等を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日(以下「代替休日」という。)を設定してください。代替休日は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ってください。

交替制での完全週休 2 日(土日)、及び月単位の週休 2 日については、その限りではありません。

Q 2 - 2 : 降雨、降雪等により、予定外に休日を取得することとなった場合は、休日の取得実績として考えてよいか。

A 2 - 2 : 月単位の週休2日のにおいては、休日の取得実績として差し支えありません。また、振替作業日を設定することができますが、必須ではありません。予定外の休日については「現場閉所計画書」の修正は必要とせず、「現場閉所報告書」で閉所日(振替作業日を設定する場合は、振替閉所日)として取り扱ってください。また、当日朝の天候や現場の状況により現場閉所を判断する場合は、迅速な判断を行うとともに、作業員等との確実な連絡体制の構築に努めてください。

Q 2 - 3 : 休日取得予定日に地元対応や自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、対象期間外と扱うことは可能か。

A 2 - 3 : 現場単位で状況が個々に異なりますので、対象期間外として取り扱うかどうかについては、下記判断例を参考にしつつ、受発注者双方による協議で個別に決定してください。なお、約款に基づきに一時中止を行った場合においては、対象外期間として扱います。

(判断例)

・商店街での工事で、平日に行う予定だった作業を地元要望により休日習得予定日に行う場合など、振(代)替休日を取ることが可能と判断される場合については、対象期間外と扱うことは不可能と考えます。

・自然災害対応などで緊急的に休日取得予定日に作業を行う場合などを、振(代)替休日を取ることが困難と判断される場合については、対象期間外と扱うことは可能と考えます。

※完全週休2日(土日)においては、同一の週に代替休日を設定する必要があります。

Q 2 - 4 : 発注者指定型において、当初の休日形態を完全週休 2 日(土日)としていた場合、その後月単位の週休2日に変更はできるか。

A 2 - 4 : 変更はできません。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後(交替制の場合、休日確保状況を確認後)、完全週休 2 日(土日)に満たないものは、補正係数を月単位の週休2日に変更し、その際、月単位の週休2日未満であつた場合は補正係数を除した変更となります。

Q 2 - 5 : 月の前半や後半等にまとめて休日を取得し、現場閉所率を確保してもよいか。

A 2 - 5 : 週休2日制確保工事は、建設業が週休2日制に移行するきっかけとなることを目的として試行していますので、毎週週休2日を確保していただくことが望ましいと考えます。そのため、工事期間中は、休日取得の平準化に努め、目標とする休日形態を取得できるよう、努めてください。

Q2-6:夏季休暇、年末年始休暇等の考え方について教えてください。

A2-6:夏季休暇5日間、年末年始休暇6日間の期間は、週休2日制確保工事の対象期間外として取り扱ってください。

なお、前後の土日祝と合わせて連休とした場合、受注者の勤務形態や現場単位の休日取得状況が個々に異なりますので、当該の土日祝を対象外日として取り扱うかどうかについては、受発注者双方による協議で個別に決定してください。

Q2-7:仮復旧期間など現場で作業を行わない期間も、休日取得としてよいか。

A2-7:休日の取得実績として差し支えありません。

Q2-8:現場閉所計画書の変更を行う場合の連絡方法は具体的にどのようにして行うのか。

A2-8:事前に発注者に対して、変更日・振替日や理由等について、電話又はメール等で連絡し、承認を受けてください(連絡時に振替日が未定の場合においては、振替日の報告は、後日メール等でも可)。

修正した現場閉所計画書の提出は不要です。最終変更したことが確認できる現場閉所報告書を提出してください。計画欄の記載は、現場閉所計画書で提出した内容と同様で差し支えありません。

Q2-9:週休2日が未達成となった場合のペナルティはあるか。

A2-9:ペナルティはありませんが、発注者指定型において未達成となった場合は、当初の設計金額において補正していた経費分は減額変更することとなります。受注者希望型において未達成となった場合は、増額の経費補正を行いません。また、発注者指定型及び受注者希望型の工事成績評定において、週休2日未達成に対する減点はありません。

Q2-10:現場閉所日に、現場代理人や作業員が他の現場で作業をしていた場合も現場閉所扱いとなるのか。

A2-10:現場閉所とは、「1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」のことであるため、現場閉所として取り扱うことは可能ですが、「週休2日制確保工事」の趣旨を踏まえて、現場代理人や作業員の休日が確保できるよう、十分なご配慮をお願いします。

Q2-11:現場事務所でなく会社にて事務作業を行う場合は現場閉所とみなしてよいか。

A2-11:現場閉所とは、「1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」のことであるため、現場閉所として取り扱うことは可能ですが、「週休2日工事」の趣旨を踏まえて、現場代理人や作業員の休日が確保できるよう、十分なご配慮をお願いします。

Q2-12:技術者及び技能労働者が休日に他の工事現場で作業をしていた場合は休日としてカウントしてよいか。

A2-12:現場に従事する技術者及び技能労働者が、対象期間において当該現場で取得した休日としているため、休日としてカウントすることは可能ですが、「週休2日試行工事」の趣旨を踏まえて、技術者及び技能労働者の休日が確保できるよう、十分なご配慮をお願いします。

Q2-13:「交替制」で、現場稼働日に現場代理人が休日を取得した場合、工事現場に現場代理人が不在となるがよいのか。

A2-13:現場代理人については、「発注者は…、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます。」(工事約款第10条3項)としており、必ずしも現場常駐しなければならないものではありません。

Q2-14:休日 に現場見学会や社会貢献活動等を実施する場合には閉所扱いとなるか？

A2-14:現場見学会や社会貢献活動等の実施 のみを行う場合 については閉所扱いとなります。

3. 休日を確保できた場合のインセンティブについて

Q3-1:発注者指定型で週休 2 日を達成できた場合のインセンティブはありますか。

A3-1:発注者指定型は設計金額において経費を補正しているため、週休2日達成による経費の割増補正は発生しません。

4. その他

Q4-1:休日取得状況に応じ、積上げ仮設の費用を割増計上してほしいのですが。

A4-1:休日を確保したとしても、積算上の日当り施工量及び供用日数に変化はなく、積上げ仮設の賃料の割増等は発生しないと考えられるため、割増計上は認められません。

Q4-2:公告時に週休2日制確保工事(試行)の特記仕様書が添付されていませんでしたが、契約後に対象としてもらえますか。

A4-2:A1-2 に記載のとおり、公告段階で週休2日制確保工事(試行)の対象としていない工事は、契約後に対象とすることはできず、公告時の特記仕様書にも添付をしていません。公告内容に関する契約後の変更は不利益が発生する恐れがあるため、対象とすることはできません。

Q4-3:令和 6 年 7 月 1 日より前(大田区都市基盤整備部で週休2日制確保工事が開始した施行日より前)に発注されている週休2日制確保工事については補正の対象となるのか。また、週休2日制確保工事は内容が度々改正されており、改正内容の適用日がそれぞれ設定されているが、適用日から外れている工事で、改正前の内容を遡りで適用してもらうことは可能か。

A4-3:補正の対象となりません。また、適用日から外れている工事に対する遡りの適用は、例外なく認められません。